



2026年3月4日

各 位

日 本 曹 達 株 式 会 社

## 当社水島工場における土壌調査結果について

当社水島工場（岡山県倉敷市塩生）におきまして、有害物質使用特定施設廃止に伴い、土壌汚染状況調査を実施した結果、土壌汚染対策法に定められた基準を超える特定有害物質を検出いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1-1. 対象地の概要

名 称 : 日本曹達株式会社水島工場（第一工場）  
所 在 地 : 岡山県倉敷市塩生 2767-12  
面 積 : 10,149.8 m<sup>2</sup>

#### 1-2. 調査結果

土壌汚染対策法第3条1項本文の規定による調査を実施した結果、土壌汚染対策法に規定する基準値を超える特定有害物質を以下の通り検出いたしました。

特定有害物質名	基準種別	測定結果 最大値	基準値	不適合 検体数	調査 検体数
シアン化合物	土壌溶出量	14 mg/L	検出されないこと	15	121
鉛および その化合物	土壌溶出量	0.046 mg/L	0.01 mg/L 以下	10	42
水銀および その化合物	土壌溶出量	0.0049 mg/L	0.0005 mg/L 以下	2	38
砒素および その化合物	土壌溶出量	0.036 mg/L	0.01 mg/L 以下	2	38

## 2-1. 対象地の概要

名 称 : 日本曹達株式会社水島工場 (第二工場)  
所 在 地 : 岡山県倉敷市塩生 2767-38  
面 積 : 16,692 m<sup>2</sup>

## 2-2. 調査結果

土壤汚染対策法第3条1項本文の規定による調査を実施した結果、土壤汚染対策法に規定する基準値を超える特定有害物質を以下の通り検出いたしました。

特定有害物質名	基準種別	測定結果 最大値	基準値	不適合 検体数	調査 検体数
砒素および その化合物	土壤溶出量	0.039 mg/L	0.01 mg/L 以下	23	43

## 3. 今後の対応

本調査結果につきましては、土壤汚染対策法に基づき倉敷市に報告いたしました。

当該敷地につきましては倉敷市のご指導を仰ぎながら、土壤汚染対策法の主旨に従い、適正に対応してまいります。

## 4. 本件に関する問合せ先

日本曹達株式会社 総務部

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号

電話番号 : 03-6366-1920 (受付時間 : 9:00~17:00 土、日、祝日を除く)

以 上